

◆通所介護サービス費

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

通所介護サービスの利用料…基本部分、加算の合計の額となります。

【1割負担の場合】

1) 基本部分

利用者の要介護度	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額			
	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満
要介護1	388円	570円	584円	658円
要介護2	444円	673円	689円	777円
要介護3	502円	777円	796円	900円
要介護4	560円	880円	901円	1,023円
要介護5	617円	984円	1,008円	1,148円

2) 加算部分

加算の種類	加算額（自己負担額）
入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき40円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※	1日につき22円
中重度者ケア体制加算	1日につき45円
科学的介護推進体制加算	1月につき40円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）※	所定の介護サービス費及び各加算により算定された1ヶ月の単位数に 9.2% を掛けた金額

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

◆介護保険介護予防・日常生活支援総合事業（通所型独自サービス費）

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

通所介護サービスの利用料…基本部分、加算の合計の額となります。

第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料…基本部分、加算の合計の額となります。

【1割負担の場合】

1) 基本部分

利用者の要介護度	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額
通所型サービス費(1)、要支援1	1,798円
通所型サービス費(2)、要支援2	3,621円

2) 加算部分

加算の種類	加算額（自己負担額）	
サービス提供体制強化加算（I）※	要支援1	88円
	要支援2	176円
科学的介護推進体制加算	1月につき40円	
介護職員等処遇改善加算（I）※	所定の介護サービス費及び各加算により算定された1ヶ月の単位数に <u>9.2%</u> を掛けた金額	

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。